

質 疑 回 答 書

- 1 公告番号 新潟市水道局契約公告第14号
- 2 調達物品名 検針システム機器リース及び保守
- 3 管理番号 00002

上記案件につきまして質疑事項がありましたので、下記のとおり回答いたします。

質 疑 事 項	回 答
<p>1. 賃貸借契約条項第20条について 予算の減額又は削除に伴う解除等について、契約解除の際は、3項にある甲乙協議の上で決定とありますが、賃貸借の場合、契約期間中の解約は残期間のリース料について、中途解約金として解約月に一括ご請求をさせて頂く形となりますが、第25条の3項のとおり、請求できるという認識でよろしいでしょうか。また払われなかった事例はございましたでしょうか。</p>	<p>1. 当局の契約は、予算に基づいて契約を行うこととなっています。本契約は翌年度以降の支出予算が保証されていないため、万が一、契約期間中の解約となった場合、残リース料金はお支払いできません。また、ご質問のような事例はありません。</p>
<p>2. 賃貸借契約条項第16条について 完全な状態に修理及び取り替えとありますが、保険適用額は残リース料を限度とする為、修理額が残リース料を超過した場合、貴市での負担となりますが、よろしいでしょうか。またどの時点での事故でも完全な状態に戻す条件であれば、新価特約保険に加入し保険料原価が高くなりますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>2. 当局の責によって修繕の必要が生じた場合は、第12条第3項に記載のとおり、当局の負担となりますが、それ以外の場合は受託者の負担となります。よって、第16条第3項の記載事項に似合った損害保険の加入を推奨します。</p>
<p>3. 賃貸借契約条項第13条について 契約不適合と判明してから1年とありますが、メーカー保証が納入後1年間のみとなっている為、納入もしくは賃貸借開始日から1年間というような期間の指定をお願いいたします。</p>	<p>3. 契約不適合と知った時点から1年以内に通知しなければ、請求することができないことを第13条で定めています。そのため、納入してから1年という期間の指定はできません。また、本契約は契約締結からリース開始期間までを準備期間としているため、契約の内容に適さないことがないよう、機器の納入前に十分な打ち合わせ等を行ってください。</p>
<p>4. 解体・消去・撤去費用は含めないということによりよろしいでしょうか。</p>	<p>4. お見込みのとおりです。</p>